

テーマ「住民投票制度について」

第9回(H27.6.14) 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会で出た意見のまとめ

住民投票を実施するとしたらどのような案件を対象としたいか

市民全体に関すること

- ・市民全員が関心を持てる内容、関係する内容
- ・住民の生活に関わること
- ・問題が発生したら現状一地域での問題でも全地域に必要と考えられる場合
- ・住民の利益を二分する案件
- ・市民にとって切実なテーマなら全て

市政の意思決定に関すること

- ・市政の意思決定プロセスに関すること（住民投票制度の廃止や成立要件の変更等）
- ・意思決定ルールに関すること
- ・何かルールを変えるようなもの

合併など市の形や名称に関すること

- ・市が合併、分割する
- ・市の形に関わること
- ・尼崎の名称変更
- ・市のあり方を変更すること
- ・尼崎都構想

重要な都市計画に関すること

- ・道路計画、用途地域の大幅な変更
- ・生活環境が変わる案件（都市計画の変更、施設の誘致等）
- ・尼崎の未来を見据えた都市開発（道路、住宅、公園、防災施設など）
- ・都市大開発問題

災害時の対応に関すること

- ・災害時の役割
- ・震災後の復興計画
- ・津波時等の避難施設

多額の費用を要すること

- ・たくさんお金のかかること

学校教育に関すること

- ・教育関係
- ・中学校の給食

市長及び市議会議員に関すること

- ・議員、市長の処遇に関すること（自分たちのことを自分たちで決めさせるのはおかしい）
- ・市長、議員の報酬
- ・議員定数、投票所割りに関すること
- ・市議会議員の適正人数について
- ・市議会が取り上げない問題

一部の地域に関する案件は対象にしないほうが良い

- ・一部の地域だけの事案を市全体の住民投票にかけると正確な数字が出ない

市全体でなく、地区ごとに地区住民が意思表示できる場面があってもよい

- ・市民全員となるとやはり限られてきて難しいかなと思うので、地区ごとに分けたりすれば地区ごとの問題解決につながるかと思います。例えば、公園や図書館の存続や建替えの問題など
- ・地区での問題はあるが、市全体の問題はない
- ・尼崎で6つの区に分けたら要望が出せる
- ・尼崎6地区の独立行政

対象とするような事項は特になし

- ・個別政策についてはなじまない
- ・議会が機能しているので必要性を感じない

投票以外で、住民意思を反映させるしくみの工夫が必要

- ・投票よりも住民意思を反映する仕組み

その他

- ・今、具体的にはない。自分に関わることなら投票したい
- ・動物行政に関する案件（動物の飼育や接し方）
- ・尼崎市の行政・議会の決定事項、検討事項の市民への情報公開の場の設定を義務づける（6か所）、財政、教育、防災、地域創生など

常設型住民投票条例を必要と思うか、不要と思うか

必要

市民が市政に関心を持つ機会が増える

- ・市政に興味を持つ人が増えるというところでは意義があるかと思えます
 - ・市民が市政に関心を持つツールが増える
 - ・市民が市政に対する関心を高めることができる
 - ・市民の市政参画意識の向上につながる
 - ・市政に関心を持ってくれる
- 今までに議案が通らなかった案件が市全体に広がり顕在化する

主権者は市民であるという考え方に立てば「不要」という判断にはならない

- ・民主主義において不要という判断は、主権者（市民）としてはありえない（問題はあるとしても）

市民が意見を伝えることができるツールを持てる

- ・市民の意見を反映するツールが増えるという意味においてとても良いこと
- ・市民の意見を吸い上げる選択肢としては必要と思えます
- ・個人の意思を伝えることができるからです
- ・市民が持つツールとして必要と思えます。意見を言う人が増えるかもしれない
- ・主権者である市民の行政への意思を示すツールとして必要。本来は、行政、議会が住民とコミュニケーションを取り、行政への要望を汲み取り、課題解決ができていれば良いが、できていない以上、市民は権利として必要
- ・市民の権利として持っておくのは良い

多くの市民が直接意思表示したいと考える案件に確実に備えられる

- ・市民が重要なテーマで発言する権利を保障することになる
- ・イザというときには良い
- ・時々問題が発生した場合に対応する必要がある
- ・伝家の宝刀としてあった方が良いと思う
- ・住民の最後の砦
- ・個別型は、条例が成立するまでの時間がかかりすぎる
- ・議会で否決されるが市民として必要な案件があると思うので

市民が発した意見によって市政に変化があれば納得感が得られる

- ・納得感を持つことができそう
- ・自分の意見が反映されたと感じられそう

制度化することによるデメリットがない

- ・条例があっても困ることはそんなにないので持つだけ持っていて良いかと思いました

法的拘束力がなくても、為政者の判断において「市民の意思」が考慮されることになる

- ・法的拘束力がなくても、住民投票で可決になった案を採用してくれる市長や市議会議員が選挙で有利になる可能性がある
- ・市長、議員に緊張感を与えることになる

不要

住民投票にかける案件のイメージが湧かない

- ・市全体に関わる問題が思い浮かばない
- ・条例があっても困りはしないが、実際に活用しなければその制度を持っている意味がない

制度の濫用を招く可能性がある

- ・何でもかんでも住民投票にかけられる可能性があり、市政の混乱を招く可能性がある
- ・住民投票を必要とするような重要な案件の場合は、個別設置型で対応すれば良い。安易に都合良く使われてしまわれぬかが懸念される。

法的拘束力がないなら意味がない

- ・法的拘束力がなくてはあまり意味がない

議会が役割を果たせばよい

- ・市議会議員がもっと働けば良いだけの話で、わざわざ住民に意見を聞く必要があるのかが疑問
- ・だいたいのはプロである議員に任せて議会で決めてもらう

対象外にしたほうがよい案件はある（財政的な問題は判断が難しい）

- ・市の財政に関わる問題（ごみ収集の問題、市バスの料金）を住民が決めるのは難しい

常設型住民投票を制度化するとした場合の要件

発議に要する署名数

<p>投票資格がある人の 1/10 ~ 1/2 程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/10。可能性を感じられる署名数 ・ 尼崎市に住民票のある 20 歳以上全員の 1/5 ・ 有権者数の 1/5 ・ 有権者数の 1/4 ・ 署名の数だけでは信憑性に欠けるが、1 つの目安として 1/3 なり 1/4 なり、ある程度の目安は定めるべき ・ 有権者数の 1/3。3 人に 1 人くらいが必要とっていないテーマであれば、わざわざ投票にかける必要はない。署名のやり方はマイナンバーを使ってスマホで行うなど、いくらでも工夫の仕方はあると思う ・ 制度の濫用を招かないようにこれまでの様々なデータを基に決定 (1/3 以上とか) 1/50 は少ない気がする ・ 地区の有権者数の 1/3 以上の要望がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名をしたことがないのでハードルがわかりませんが、条例にするくらいなので有権者の 1/2 くらいか？ <p>直近の市長及び市議会議員選挙における得票数を元に設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の獲得票数 or 議会の現職議員の獲得票数 (各議員の票数 × 議員数) の少ない方 <p>市長発議権があってもよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長発議権の設定
---	--

投票資格

<p>公職選挙法における選挙権と同様でよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の選挙の投票権と同じで良い ・ 国会議員選挙有資格者 <p>年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18 歳以上 ・ 高校生以上 <p>納税要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者である 	<p>住所要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票のある人 ・ 尼崎市に住民票のある全員 (ただし、住民歴 2 年以上) ・ 転勤している人もいるので、過去通算 5 年以上、尼崎市に住んでいる人 <p>国籍要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人は絶対に認めてはいけない。あくまでも外国人の人であり、意見を言いたければ帰化すれば良い。日本人が外国で投票権がないのと同じであり、安易に考えてはいけないと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の有無ではなく、まちづくりに関わっている人は参加できるようにすべきではないか (この市民懇話会に参加している人は、尼崎市民でなくても住民投票に参加するだけの知見を有していると思う) ・ 住民票がある人だけではなく、尼崎に勤務、在学している者も可とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 定住外国人の参加可 ・ 在日外国人も OK とする
--	--	--

案件によって柔軟に対応する

- ・ 各案件によって変わってくると思います (小学校に関する事なら小学生も投票するなど)
- ・ 案件によって資格を検討することもありかもしれない
- ・ 案件別に柔軟に対応できるようにする
- ・ 住民投票にかける事案により、毎回投票資格 (年齢) を変えるのもありではないか

投票成立要件

<p>投票率 50% 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有権者数の過半数 ・ 有権者の 1/2 で成立 ・ 投票率 50% ・ 50% 条項は必要ではないか ・ 投票率過半数、有効投票数の過半数 <p>投票率 30% 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投票率 30% <p>賛否のいずれが多い方の数が全有権者の 25% 以上であるとき (投票率は要件としない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全有権者数の 25% 以上かつ投票者数の過半数 	<p>署名数以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投票数が署名数を下回らないこと ・ 署名数と投票数に乖離がないこと <p>署名数の 1/3 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 署名数の 1/3 以上をもって成立とする <p>成立要件は設定しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に制限は不要 ・ 投票に行くか行かないかは個人の問題であり、棄権者は「白紙委任」したと考えるべき <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きちんと吟味して決定すべき ・ 署名数のハードルを上げる代わりに 1 票差でも決定する
--	--

投票に至るまでにすべきこと

<p>案件について積極的な情報公開・提供を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が案件に関心をもてるようにする ・ 情報の公開及び提示 (回覧) ・ 新聞広告など多くの情報の提示 <p>説明会 勉強会 市民間の議論 を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 地区単位各 5 回程度の説明会 ・ 地区ごとで正しい情報を提供するための説明会を開く ・ 勉強会を何度か実施して議論し、内容を的確に市民がわかるようにする ・ 討論会を開く ・ タウンミーティングは必要 ・ 勉強会、討論会を通じて「自立した」住民へと 	<p>説明会・勉強会で案件の問題点や論点を明確化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論点の明確化、メリット・デメリットの比較 ・ 賛成、反対の場合の結果など、様々な情報を市民に説明する機会をつくる <p>専門家の見解を公表する (賛否双方、公平に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の意見を HP に載せる <p>市民が考える期間を十分にとる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が正しく判断できるだけの情報と検討する時間の確保 ・ 有権者に考える期間を与える (1 年くらい?)
--	--